

- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児，満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始，終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

第20条第2項中「若しくは保育の実施」を「又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第34条第2号中「1. 65平方メートル」を「3. 3平方メートル」に改め，同条第8号イの表中

4階以上	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	を
			」

4階以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし，同条第1項の場合においては，当該階段の構造は，建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り，屋内と階段室とは，バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし，かつ，同条第3項第2号，第3号及び第9号を満たすものとする。）	に
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

改める。

第36条第2項中「1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあっては，幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をい

う。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下この項において「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上,1日に8時間程度利用する幼児(以下この項において「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)」を「1人以上」に,「1人以上(認定保育所にあつては,短時間利用児おおむね35人につき1人以上,長時間利用児おおむね30人につき1人以上)」を「1人以上」に改める。

第40条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第40条 保育所は,自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い,常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は,定期的に外部の者による評価を受けて,それらの結果を公表し,常にその改善を図るよう努めなければならない。

第41条を削る。

第5章第42条を同章第41条とする。

附則に次の1項を加える。

3 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については,当分の間,当該保育所に勤務する保健師又は看護師を,1人に限り,保育士とみなすことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は,子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし,附則に1項を加える改正規定は,公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き存する保育所についてこの条例による改正後の旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第34条第2号の規定を適用する場合においては,施行日から起算して5年を経過する日までの間は,同号中「3.3平方メートル」とあるのは,「1.65平方メートル」とする。

(説 明)

児童福祉法等の一部改正等に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。